## 下槙地区自治会規約

(目的)

- 第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び 形成に資することを目的とする。
  - (1) 地区民による環境保全、整備、清掃活動や地区民の親睦を図るためにイベントの開催等を行う。
  - (2) その他、必要と認められる事項。

(名称、区域)

第2条 本会は、下槙地区自治会と称し、河北町西里下槙地区内の地区住民をもって組織する。 (事務所)

第3条 本会の事務所は、河北町下槙公民館(河北町西里下槙 1185-2)に置く。

(構成員)

第4条 本会の構成員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

(役員)

第5条 本会には、会長及び役員を置く。会長、役員の選任、職務及び任期については別に定める役員 選任規定によるものとする。

(会員)

第6条 本規約における会員とは、各世帯を代表する構成員をいう。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入会)

- 第8条 本会に入会しようとする者は、本会で定める入会申込書を会長に提出又は口頭により申し出なければならない。
  - 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なく拒んではならない。

(退会等)

- 第9条 構成員が次の各号のいずれからに該当する場合は、退会したものとする。
  - (1) 本会が定める地域内に住所を有しなくなったとき。
  - (2) 本人より本会が定める退会届が会長に提出されたとき。
  - (3) 構成員が死亡し、また失踪宣告を受けたとき。

(総会)

第10条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、総会は会員を持って構成し、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第11条 通常総会は、毎年3月中に行う。

臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 本会の不正等が発覚し、監事から請求があったとき。

(総会の招集)

- 第12条 総会は会長が招集する。
  - 2 会長は、前条の11条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、請求のあった日から 40日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及び内容を示し、開催日の 20 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議会の議長)

第13条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(議会の定足数・議決)

第14条 総会は、会員の2分の1以上の出席をで成立し、総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決することとする。

(会員の表決権)

第15条 会員は総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第16条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議事録)

- 第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し保存しなければならない。
  - (1) 日時および場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者、表決委任者を含む)
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなけれ ばならない。

(役員会の構成)

第18条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集等)

- 第19条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。
  - 2 会長は、役員の2分の1以上から招集の請求があったときは、請求のあった日から10日以内 に役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第20条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第21条 役員会には、第14条、第15条、第16条、第17条の規定を準用する。

この場合、規定中「総会」とあるのは「役員会」。「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第23条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第24条 本会の処分で第21条第1項第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、 または担保にする場合には、総会において会員の2分の1以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第25条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第26条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。
  - 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が議決されていない場合は、会長は、総会で予算が 議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることが出来る。

(事業報告及び決算)

第27条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(規約の変更)

第29条 この規約は、総会において会員の4分の3以上の議決を得てかつ、河北町長の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散)

- 第30条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
  - 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。 (残余財産の処分)
- 第31条 本会の解散の時に要する残余財産は、総会において会員の4分の3以上の議決を得て、本会と 類似の目的を有する団体に寄与するものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第32条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、 収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要帳簿及び書類を備えておかな ければならない。

(委任)

第33条 この規約の執行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員が別に定める。

## 付則

- 1 この規約は、河北町長の認可のあった日から執行する。
- 2 本会の設立年度の会計年度は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第28条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和5年2月末日までとする。